

確認申請手数料等一覧表

(再度料金の改定を行なう場合があることもご承知おき頂きますよう重ねてお願い申し上げます。)

■兵庫県、大阪府の区域(左記以外の区域は加算料金あり)
 建築物(住宅は除く)1件につき 4号→法6条1項4号で構造計算のないもの

建築物の規模		確認申請審査 (a)	構造適合性判定 構造審査 追加料金 (b)	構造適合性判定 確認申請 手数料 (a) + (b)	中間検査	完了検査	構造 別棟一棟毎
100㎡以下	4号	20,000			20,000	20,000	
		40,000	40,000	80,000	25,000	25,000	20,000
100㎡超～ 200㎡	4号	30,000			25,000	25,000	
		50,000	50,000	100,000	30,000	30,000	20,000
200㎡超～ 500㎡	4号	41,000			32,000	32,000	
		70,000	50,000	120,000	40,000	40,000	40,000
500㎡超～ 1,000㎡		110,000	60,000	170,000	60,000	60,000	60,000
1,000㎡超～ 2,000㎡		150,000	60,000	210,000	80,000	80,000	60,000
2,000㎡超～ 4,000㎡		240,000	70,000	310,000	140,000	140,000	80,000
4,000㎡超～ 6,000㎡		280,000	70,000	350,000	160,000	160,000	90,000
6,000㎡超～ 8,000㎡		320,000	80,000	400,000	170,000	170,000	100,000
8,000㎡超～ 10,000㎡		380,000	80,000	460,000	200,000	200,000	120,000
10,000㎡超～ 20,000㎡		520,000	120,000	640,000	240,000	240,000	140,000
20,000㎡超～ 50,000㎡		800,000	150,000	950,000	380,000	380,000	200,000
50,000㎡超～100,000㎡		1,200,000	200,000	1,400,000	500,000	500,000	300,000

昇降機、工作物 1件につき

	確認審査	計画変更の確認審査	完了検査
昇降機	20,000(18,000)	10,000(8,000)	18,000(16,000)
小荷物専用昇降機	15,000	8,000	12,000
工作物 1種類 8M未満	20,000	10,000	20,000
8M以上	30,000	15,000	25,000
15M以上	50,000	25,000	40,000
20M以上	80,000	40,000	50,000

構造計算適合判定を要する建築物の適合判定機関への手数料は、別途(銀行振り込み)必要です。

上記の申請に関し、

確認申請、中間検査、完了検査が同一団地(敷地)で同時に申請、検査の場合 3件～10件 約10%減額

確認申請、中間検査、完了検査が同一団地(敷地)で同時に申請、検査の場合 11件以上 約15%減額

法68条の10第1項による型式適合認定の場合 約10%減額(建築物に限る)

エレベーターの内、ホームエレベーターは()内の手数料とする。

※兵庫県・大阪府以外の区域は上記確認申請手数料に¥20,000円(4号・工作物)、¥30,000円(4号・工作物以外)を加算し、

検査手数料は上記検査手数料に¥20,000円を加算します。(交通経費は別途頂きます。)

※住宅：一戸建、長屋、共同住宅(一団地は除く)

上記住宅以外の建築物で、2棟以上を一つの申請で提出された場合は、各々の建築物手数料(1件ごと)の合計

例) 550㎡と1500㎡の建築物を一つの申請で提出された時は、110,000円+150,000円=260,000円(確認申請審査手数料)

※構造別棟一棟毎とは、申請上一棟で、構造上EXP.J等により別棟で計算をおこなっている場合

※計画変更の確認申請の場合は表の額の1/2(他機関の確認の場合は減額なし)

但し構造適合性判定構造審査追加料金は表の額とする。

例) 800㎡の適合性判定を求める計画変更は、110,000円/2+60,000円=115,000円(計画変更確認申請審査手数料)

※追加説明書の場合は表の額(確認申請審査手数料)の1/2

※用途変更の確認申請の場合は確認申請審査手数料と同額とする。

※他機関で確認された場合の中間・完了検査申請手数料は、検査手数料の他に確認申請審査手数料の1/2が加算されます。

※増築申請の場合の手数は事前協議願います。

※サイロ(工作物)は別途 30,000円

※擁壁は1タイプ毎(EXP. J毎)

※法第7条の3第1項の政令で定める工程で工区を分けて中間検査を行う場合は、工区毎に中間検査申請をして頂き、申請手数料は工区毎の床面積により算定します。但し、特定行政庁が定める場合はそれによります。

株式会社 近畿確認検査センター

2010. 03. 01